地五七

和書門 類
二九三一五 號
一七一 函
一三 架
三五 冊

内閣文庫
和書 類
二九三一五 號
三五 冊
一三 架

内閣文庫		
番號	和	29315
冊數	35（18）	
函號	175	172

十八

国立公文書館
National Archives of Japan

福山志稿巻十八　　邑里第八

内 二一〇一五號

宮内村

福山ヨリ三里二十六町村東西三十町南北一里二町榜示二枚アリ

吉備津ノ宮ノ内ナレハカク名ツケシヨシ慶長三年伊勢太夫配札帳ニハ宮内郷ト云今ノ

町名　本町　谷小路　砂入小路　中市　塔畑　蔵下　有木町　蔵本小路　新町　三王小路　館　神池　小池　等ゝ

田畝

八十町九反十七歩
内畠四十三町五反六畝二歩
歳額
八百八十八石二斗四合
内畠三百四十九石八斗七升五合
戸口
戸二百九十二
口千二百五
内女六百四僧五瞽三
畜
牛九十七 馬六
溝渠
神谷川
常村界ヨリ下安井村界マテ堤長八百三十六
間
神谷川支流
宮井手ヨリナカレ下一町ト云所ヨリ新市ヘ
入本免ト云所ノ西ニテ二流トナリ一ハ小イ
チヘト云所ニテ蘆田川ニ入一ハ中津ヘ入ル
コレハ用水ニテ用ユルヰノミ通ス

池塘

神池
周三町二十六間

別處池
周三町十九間

眞光寺谷池
周二町四十五間

小池三

堰閘

宮井手

一宮ノ用水ヲワカツユヘ名ク

陰閘二
二澗ノ中ニアリテ神谷川支流ヲ通ス

水碓三

橋彴

小橋三

山溪

虎睡山

備秀山

蔦尾峯

嶺二
木曽丸
廣谷村ニ通ス
坊寺
府中ニ通ス
小澗二
一ハ眞光寺溝ト云一ハ深山迫溝ト云ミナ神
谷川ニ入ル
廟墓
吉備津彦神社

大日本一宮記并ニ和爾雅曰一宮吉備津彦大明神ト稱シ又一宮大明神トモ稱ス
今按ニハシメ吉備ノ中山ニノミ鎮座アリシヲ三國ニ分レシ時各國ニワカチ祭リシ由傳レトモ延喜式ニ備中ノミ見エテ前後二國ハノセス國中最大ノ社ニテ其數ニ洩レシヲ見レハ延喜以後ニワカレ玉ヒシナルヘシ祭ル所ハ吉備津彦命御父　孝靈天皇マタ吉備武彦命父子等諸神ナリ後ニクハシ

長寛勘文ニ天慶三年二月一日丁酉右諸社位記清印事去承平五年依海賊事被祈十二社證也

一品吉備津彦命 備中

コノ外ノ社ハ略スコレニヨルニ同位記ナルヘシ然レトモ神位ニ高早アルハ位田ニヨルトイヘハ備中一品ナリトモ前後ニ社オナシカルヘカラサルカ後考ヲマツ火災ヲ奏聞シソノ事帝王御記録ニノセタルヲミレハ尊重式内十七社ノ類ニハアラス

國花萬葉志ニ備後吉備津宮府中ニ立備中吉備津宮御同體ト云

今按ニハシメ蘆田郡ニアリ後コヽニウツストヱ大永二年奉納セシ寂勝王経ニ備後國一宮御寶前奉勤行寂勝王経願主府中與保戸村上之坊ト云書付アリ肩カキニ朱ニテ吉田郡トカリ吉田郡乃芦田郡ナリ與保戸村今用土トカク土生栗柄二村ノ内ニ入ル

六郡志ハ吉備津彦命の御衣を以て御神體と

さて本社の左右小礎あり往古ハ北　孝霊天
皇南吉備津彦命と合殿ありしを慶安元年水
野家再建の時一殿となる内陣ハ艮巽の四神
各束帯にておはしますと云（ムカシハ三殿ナリシコトノチニ見ユ）
今按ニ百錬鈔〔二字闕字スベシ〕後堀河院寛喜元年十一月二
十七日夜備後吉備津宮焼亡御體已下為灰
燼コレニ據レハ御衣ハカリトハ見エス此
火災ヨリ後ニ御衣ヲ求メ出シテ神體トセ
シヤ此火災大日本史皇帝紀抄要記等ニミ
載タリコノ後櫻山慈俊カ時焼亡シ南朝
ノ天授年中ニ櫻山左近将監再建シ〔マタ元中九年ニ源頼長山陽道ノ武家ヲ催シテ宮殿又社壇梁七間桁十間拝殿梁五間桁七間水野記ニミユ〕其後水
野侯重興アリ凡コノ社祭神摂社末社等ノ
コト辨說ノ條ニクハシ此ニ年中行事ヲ載ス
破壊ノノチニノコレル事跡ニテモムカシ
ノ様オモフヘシ

大日本史列傳第十三孝霊四皇子傳、彦五十狹
芹彦命、一名吉備津彦命、（總叙ニ見エタレハ略ス）
仝書稚武彦命、（古事記作若日子建吉備津日子命）事闕、二女曰播
摩稲日大郎姫、曰播摩稲日稚郎姫、（二女以下並古事記）並
為景行帝后妃、孫吉備武彦命、（日本紀）

吉備武彦命（父名闕）景行帝四十年、日本武東征蝦夷、帝命吉備武彦、與大伴武日連為副、（按自孝靈帝崩、至于景行帝四十年、凡七三百三十五年矣、據此吉備武彦是稚武彦数之孫也、）蝦夷既平、還至碓日坂、日本武將出信濃、別遣吉備武彦於越國、鑒察地形人民、回出美濃、會日本武、從至尾張、日本武有疾將薨、乃遣吉備武彦奏狀、（日本紀）子意加部彦命、成務帝時、為盧原國造（舊事紀國造記、按姓氏録、初吉備武彦進至阿部盧原、帝因賞其功、賜盧原、又以意加部彦、為吉備武彦孫、未知孰是）

年中行事

六郡志並通證及ヒ一宮社由緒書枝氏筆記ニノスル所ナリ目見セサルコトヘ原本ノママココニ寫ス然レトモ煩ニ過タルハ除テ大槩ヲ記ス

正月朔日より三日まて洗内陣まて中臣祓

四日御錫の口明

早旦より出仕神酒少将坊よりをしめ神子たゆ市次小热司次ハ濱田五郎才おこせ宗頂戴をこれを神ま始とこゑの中臣祓をよむいハ条語也

牛王加持

所司供僧出仕供僧麻上下中村三郎左衛門士烏帽子白襲束にて拝殿に出牛王の印を以て立ながら四方をなし南にむかひ三拝し中柱へ飛上りて市を押すかくのごとく三度おりし飛下り左右の柱へまはし三度づつおるしおろしさて飛下り大床へより印木の串に牛王紙をさしさし数十五内陣へ投入同下に柱へも又三度飛より印を押たる時内陣に続飛る社僧所司大床際へ出既上へ印を押

前の宮庄屋以下大床まで同しく行事終りて牛王紙一枚づつ右人数へ配り三郎左衛門拝殿より下り供僧中へも同しく行此類記事ミナ枝氏筆記シ用ユ

釿始

松丸太三本を横に一本竪に二本差三大工佐藤忠右衛門ハ士烏帽子白装束中村三右衛門田六左衛門ハ士烏帽子浅黄装束にて三釿をうち此時神歌あり三方三ツその一ツハ鏡餅三重一ツハ土器一ツハ目録三枚

のせ大工へつかハしかの丸太へ様をそゑへ神酒いろ〳〵き目録一枚つゝ賜をりて退出は三大工といふハむかしよりの大工にて宮の造作なとの時ハ常の大工を司るると云

一宮正月吉所之事
一絹　千匹
一金　千両
一田畑　千町
一銭　千駄
右者任先例為後日如件
寛永三年
正月吉日

三宝御祈祷

内陣六人諸司九人供僧十人神子十人楽人八人これを勤む中臣役をよミ拍子木をうつて相図とし神子殿にて神子神楽を奏し楽所にて楽人太鼓をうち伶人舞台において太平楽を舞僧徒観音堂にて誦経す（今ハ楽そなきらに）舞楽ハたへてことかりをなせ

七日ゟ始

早旦所司皆ゝおこせ塗師馬別当令所へ出神子神楽男神子殿へ出各其席にて醴酒を

いたゞくその時所司瀬尾式部白木の弓の檉（生木を削りし弓也）矢をもち（矢ハ新しき竹に雉羽をはく）外六人ハ常の弓矢所司都合九人並ニ馬別当塗師ともに拝殿に下り同下にて神酒をいたゞき楽所の前に立ならぬその時馬別当神馬を牽来り同下乾の方に七尺の的をかけ前に鬼板をたつ鬼板ハ一尺四方の板表に星裏に鬼文字ありしにハ年號月日を書し物也さて瀬尾式部的の前にすゝミより白木弓にて鬼板を射割りのこる六人三手にわかれ射前へ輪違を帝し（輪違ハ土工にて鐵を以てつくる）並一番手壱人輪違の中をめくりちがへ中に立て（輪違の二ツの輪の中へ一人ツゝ立せ）七尺の的を射る二番三番も同しやうに射おハりて射手七人馬別当へ金子百疋を賜はり中り附の白星を黒星に塗り神前に供ふ右金の代りハ捻り紙をいたゞく此役二人の所司取おこなふ事終りて拝殿の階を升る時神子神楽を奏し所司ハ神前にて神酒をいたゞき退く

吉備津宮正月七日御歩射手御人数

合

壱番　支配代　大田近

二番　有木　尾佐

三番　坊尾　堀

右但先例ノ日ヲ以勤来也

仍如件

寛永十二年　侍所司

十三日三方御祈禱

十五日十七日二十日二十一日晦日三方御祈禱

此日常明寺等護摩堂にて誦経も枝氏筆記にて十六日晦日のことをのせさるハ今時或ハ略せるにや

十六日観音堂まて供僧祈禱あり

二月朔日より三月三日まて舞楽執行

児の舞といふ神事あり

十三日鉾うけ

二十一日太鼓うけ

三月三日無言舞

児四人供僧の男子を出す早旦より供僧並
小四児社壇の前にそろひ拝殿にて神拝
ありこの時楽所より太鼓をうち出す児供
僧楽所に入楽人丹下吉右衛門服部勘六鉦
太鼓を打児四人舞台へ出て二段舞ありこ
れを四人舞と云終て楽所へ入り大刀を佩
き鉾をもち四人出て一段舞三人入残る一
人又一段を舞これを一そうの舞といふ舞
終て楽所へ入まゝ一人出て舞これを三と
ふの舞と云キリヨモツ終て入り又一人出て舞

これを二そうの舞と云ヘビトバチトヨモツ舞終て
入又一人出て舞これをも一そうの舞と云
バチヨモツ太平楽と云終りて楽所に入同所に
て神酒をいたゞき退出その時児うけ杯
といふまて還りの太鼓をうつこしをきゝて
無言をするにれ僧へてむかしよりのいはし
児を天狗つかえて此杯にかけしより此名
あり杯は今はなしといふ児は赤装束赤袴
にて波の模様天冠にまきまつ鐵漿歯なりす
へて供僧九人楽人八人相つとむ

通證ニ舞樂今奏スル所ハ甚略シタル[コト]ニテ鳥甲ヲ着シ鉾ヲ以テ舞ノミナリ昔ハカクノ如クニハ非ス盛ナリシ[コト]ナルヘシ今樂人ノ家ト云ニ古樂譜數巻傳ハレトモ其譜ヲ唱フル[コト]サヘナクテ空シク秘藏スルノミナリ又假面五ツ六ツアリ陵王納曽利ナトニ用ヒシモノトミユレドモ盡ク塗リ色モハケ木ハ朽タル所モアリコレヲ以テ見ルトキハ中頃一タヒ廢テヨリ後ニ典刑ヲノコセシナリ
假面歌舞譜ノ略圖別ニ出ス

三日太平樂

見樂人共ニツトム三日より十五日まて祭れの内より依右有司へ申ていろ〱見物座来る

今按ニコレ申樂芝居角力等ノモノナリ近頃久シク此事ナシ參詣ノ人希ナレハナリ

八日九日十日ハ講會

右三日御神供餅嚴まて備ふこれを御山と云

十日早旦ニ社僧所司同陳へ出神前より國

修り八十七度半使をもつ國修りもしめ供僧宮庄屋辨啟へ出抗り八壇につき八講縁起を誦む行列八大床の前に立並し辨啟に飾りおけるものをかまつき衆人ゟそれぞれにゆづりぬ

行道次第

一　供僧一人　麻上下
二　榊持　市尾宮三郎　士烏帽子白張ヶ八十ゝ
三　燈明香爐　岡本右衛門　立烏帽子練絹白張ク丶り袴
四　花皿　棗田織衛　同上
五　同　妹尾式部　同上
六　經　佐藤刑部　同上
七　同　近林東太夫　同上
八　樂人　橋本彌兵衛　烏帽子赤襷東袴
九　同　高橋治郎助　同上
十　同　丹下吉左衛門　同上
十一　羯鼓　高橋九内　烏帽子白襷東ヶ八十ゝ
十二　振鼓　高橋右内　同上
供僧　本坊　麻上下
山之坊　同上

向之坊　同上

東之坊　同上

長谷川内記　立烏帽子白襷東クヽリ袴護摩木一束柄杪一器一荷ニシテ杖ツク

長谷川右衛門　同上護摩木二東一荷ニス

御太刀持　おこせ助宗　士烏帽子大紋

神馬　礲二人袴　高橋彌兵衛　士烏帽子大紋

山上庄之助　同上

右行列辞意の前へねり出に時楽所まて鉦
太鼓を打行列の羯鼓にあをに南より本社
をめくる事三へんにえの両へ立ならひ各の
持へるものをしめの如くうけとりて拝
殿にかさるこの時両司ハ神殿にの通り供
僧ハ観音堂へより神前にて拍子木をうち神
子神楽を奏してまいる

附吉備津宮八講之縁起巻尾之書

右吉備津宮法華八講

長和三年甲寅始

于時弘治二年丙辰四月八日
當社供僧國修行恭範春秋六十四歳於末世大字結縁憑入也
右縁起古本有紙味損破依之今書寫者也
寶永八年辛卯三月日別當神宮寺一旭

六月十六日夜同郡戸手村牛頭天王奉幣
十六日戌の刻正仁坊所司長谷川内記追林
東太夫神楽男おこせ助宗馬別当高橋源之
衛幣持一人神前へ出神酒をいたゝき神前
の幣を幣持にわたして幣十二本并に大幣一
本一緒にそへ御幣使正仁坊騎馬祝詞幣を
ちあ人の所司騎馬追林東太夫箸十二膳を
もち梅ノスワイニテコシラヘ一本コトニスコシノ紙ヲサシハサムおこ
せ助宗太刀をもち高橋源之衛馬別当なり
さて天王社へ行多并前まて下る拝殿に着
座し東太夫箸をさしけ箸ハ幣ニ結付テユキ此時出シテ供ヘタル御膳ニウツ御膳ハ飯ト田ニ生スルナギト真桑瓜也飯ハ飯ノ座瓜ハ鱠ノ座ナギハ平皿ノ座ニアリ酒ハ汁ノ座ニ高皿ニ注ス器ハ美麗ナル漆器也長谷川内
記神酒をとり正仁坊祝詞を唱へ三人中臣
祓をよみ此時神楽を白木三方へのり正仁

坊と内記へ出し神酒ハ宮内の人ミるくて
王寺住持までいろしき馬別當ふ為目賜を
り退帰る途中まで幣は引違ふの八災あ
るよしふて沿路の人他あせす天王社より
先例よてこの日未明よ白酒献上そ

十

七日神酒開

追林東太夫宅ふて内陣へ神酒ひらきあり
高橋係ゟ謝る辨しおき此料をるハち天王
社よりいたる
久旱乞雨父尾龍王社ニテ行ル、件當社祝

史供僧等往テツトムルコアリ略ス

七月七日御寶物蟲干

八月十五日辨才天秋葉大権現四社明神ノ祭
礼あり

九

月朔日より廿日迄と八日より注連御神事
神子持の家〻神酒を出し九日は内陣へ入
へき女子をえらひ定む内陣六人神楽男二
人女子一人手を一人

九

日大御注連御神事
濱田五郎才おこせ助宗つとむ

同日神子左之市後之市右之市國別當板屋内
侍并手内侍男神子二人神楽男濱田五郎才
おこせ助宗幣持五人大床へ并揃神酒頂戴
にて神前の幣を幣持五人につゞけにその
時國別當内陣に入社僧少将坊次席に着坐
に神子神楽男幣持ともに大床をおり拝殿の
東を経て本町にいて神子五人男神子二人
神楽男二人馬にのる神子三人絹笠とて志
路をもましゝ笠をいたゞく内侍二人は笠子
しいつれもおけ髪に蝶の打形をかける男
神子二人紙の笠に吉の字三字かきしをい
たゞき爪紋三ツかきし紙の小旗をさゝき
の穂につけ各纓にさし赤白ゑりましえし
たすきをかけ赤き袴に立波の染つける
を着る此日の神子女は八歳より十三歳ま
て男は八歳より十四歳までを定めに男神
子二人は馬に乗る下馬より人ま負せて土
地を踏さに一番に濱田五郎才後の市右の
市并手内侍板屋内侍左之市 此神子并馬の纓を白木綿
二反にて幣持一人ツゝ神子の前へ立て男
流しも

神子二人おこせ助宗か町小の方へ移り出
弓矢の内まて下馬いつれも神前へより神
子八人少将坊手川まて内陣をめくり神為
行終て神子五人神池の厳島明神へ詣て再
神前より入りまし〳〵して退去

神池回里流鏑馬

馬乗役川上善右衛門浅黄に子持筋付たる
装束古き絹代笠をいたゝき弓箭を携へ京
出行射鋒指五人射鋒をさち弓矢の内にい
り入る時善右衛門神池のめくりを京ま

そし弓矢の内にて乗と免持たる弓を三遍
ふりまはしその時はいりたる射鋒指一人
出て持たる射鋒にて馬の三所の上をふり
まはし行事三遍元の所へ退く善右衛門文字
出し池をめくりもとのめくりを此時次なる
射鋒指前の射鋒指のぬくをかくれぬく又
度して終る射鋒は七八尺の竹に木綿五尺
を紺に染子持筋付たるをむすひつけたるれ
り事終りて装束をぬきたるをかけ古き
革袴を着し紙笠を着し小旗をさし弓井家

紙笠紙旗等ハ初め神子舞旅の内
一 素出候を返るに花矢之出て夫より並へる
ちを用ひて本町通一ヶ所に角的五枚ツヽ三
度十五枚をかけ騎馬五度宛雁股にてまとく
く射落し神主より神酒いたゞきて退散
候

十月十四日より二十五日迄祭會今ハ十七日
より十一月三日まて也其内十七日十八日
十九日三日を祭禮とす
同十七日當國御太守様毎年御代参あり
但御参詣の内にて寺社手代も来勤あり送
迎皆先例あり此時神子神楽を奏候

是日ヨリ市ト称ノ放下師ミセモノ芝居等ノ場ヲ開キ京摂ノ商人絹布雑貨ノ肆ヲ出ス了常例也尚ノチニミユ

同日三方御祈祷
同日國の丁島の丁座直り
六郡志に試場に鳥居の内御手洗池の茶屋
にまあり此にまて例年十月十七日備後一
國の社家集りて位の高下によりて座並り
といふを以ふになり通證鳥居ヨリ内ヲ
除八郡トミ國ノ丁トス御池ノ座ヲ外六郡

ト云ヒ島ノ丁ト云池中ニアリ二所トモニ
圖アリ殿舎ナリ座位ノ圖左ノ如シ枝氏華
記小國中神職者所ヘ集りたくさと奏ると
云
今按ニ今時近村社人モ會セサルモノ多シ
座位ハ例アリ今ノ官位ヲハ用ヒス
島之町之圖

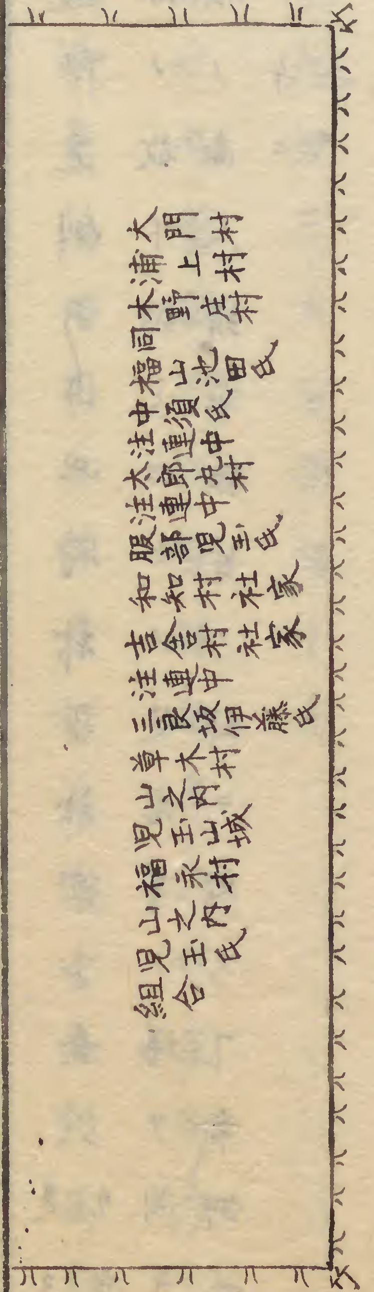

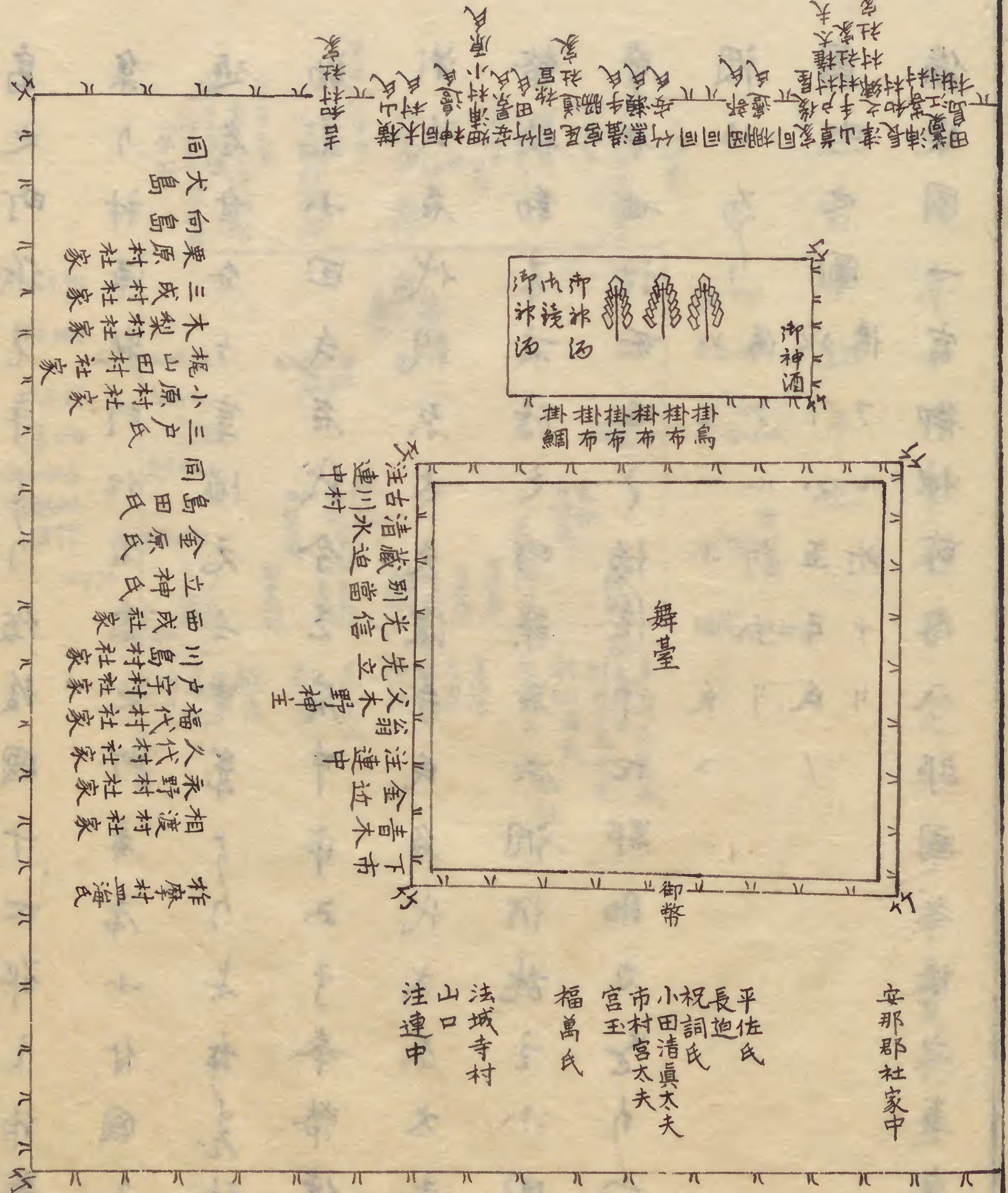

島之町御先年より備後國十四郡之神職相集り神事執行仕右島之町着席小付國之町近名付分ヶ享德元壬申歳より文禄年中迄勤来小田氏代々今之府中市ニ而奉幣使ヲ渕氏代々朝原太夫濱手氏代々大原太夫次幣役勤来右済之町築石ね調候施主小田薩摩守世話取ニ而備後十四郡助力をもつて調ル有り

以上ハ小田氏ニ傳フル所ナリ

國町之圖

以下ハ五弓氏ノ傳フル所ナリ

備後國一宮御神前内八郡國之帳之事應永元甲戌年十月十七日定之今年寶永五戊子迄三百十五年也

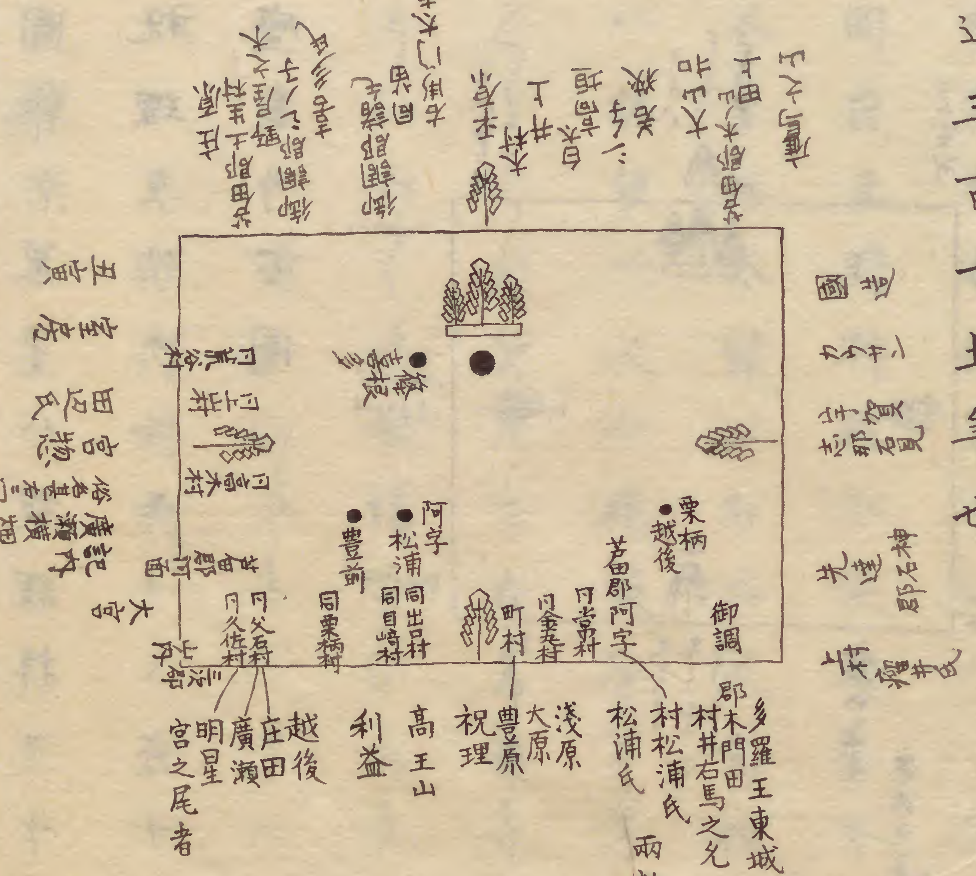

圖中ノ黒星ハ祝理拝ヲナス所小星四ツハ祝理ヲ佐クルモノヽ座ナリト云

座直リ古圖

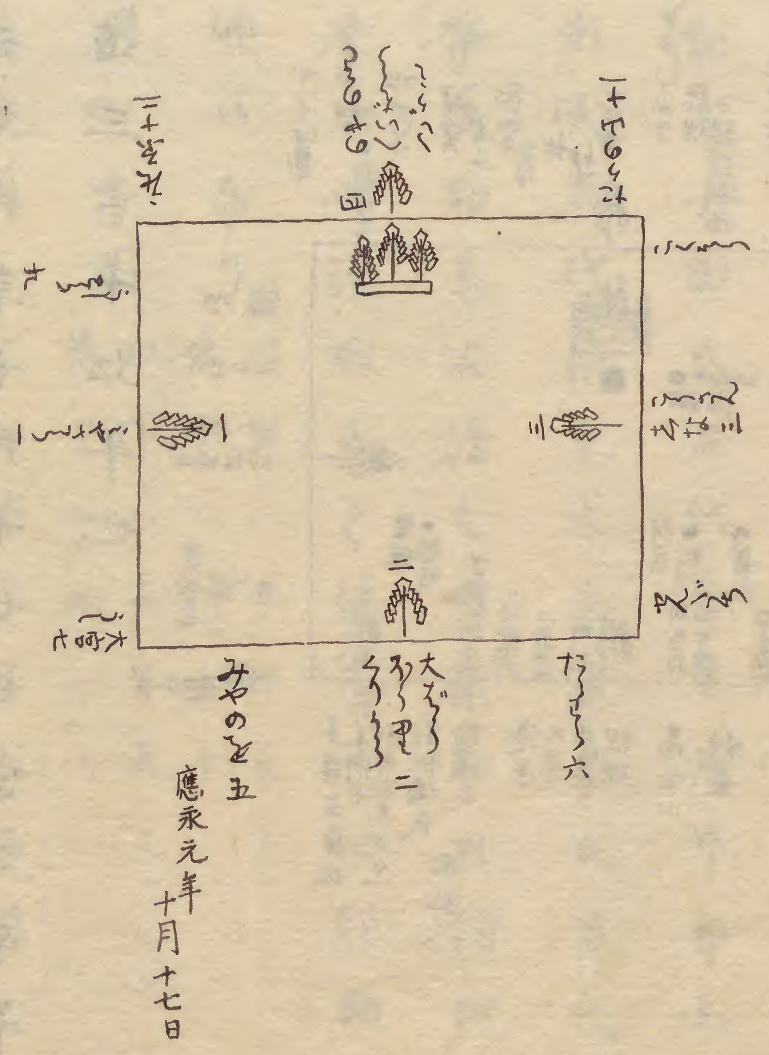

同日護摩堂にて誦経あり

同左方右方神事

同夜丑時拝殿へ供僧出て誦経を楽屋へ楽人出て太鼓をうち二人烏帽子装束にて一人ハ振鼓一人ハ鞨鼓をうち本社を三まハりめぐるこれを左方右方神事といふこの日よりいろいろの観場をもひらき出来ありける今ハ十一月にいける

十八日三方御祈禱

同夜神楽

當社三太夫國中神職勤む
十九日朝御湯立神事三方御祈祷
二十三日御武運長久の御札並ニ神酒為差例
毎年御屋舗へ差上申し御公領ゟ来十月廿
六日ニ相止ム
今按ニ御公領トハ水野家ノ後二年ノ内ノ
コトナルヘシ
十一月二十一日櫻山社祭禮神事
同社六人祝儀式料御免田ゟり尾多賀加賀
これをつかさどる

十二月廿一日煤掃神事
内陣六人御戸をしめ秘密の勤あり
除夜神事
御神前案男少将坊有木民部長谷川内記左
方右方の勤これあり右案男内陣ハ少将坊
外陣ハ民部内記交人隔年ニて大歳節分こ
れ勤む
年越の神事
右ニ同し
毎月朔日十三日十七日廿三日銘々役等へ知

諸御祈祷相勤中ハ社僧社人二人ツヽ毎日
無惰怠御内陣へ相勤中ハ
社参日正月ハ元日五日七日十一日十三日十
七日二十一日廿三日晦日二月より八朔日
十三日十七日二十三日式年五節句
社人連名

所司　長谷川内記
内陣社僧　少将坊
同　中将坊
同　正仁坊

内陣所司　追林左膳
同　追林右膳
同　棗田求馬
所司　追林東太夫
同　山上治部
同　妹尾式部
同　岡本右門
同　棗田織衛
同　佐藤茂太夫
同　有木民部

同　長谷川右衛門

供僧　本坊　国執行トいふ役をかぬ

同　連入坊

同　山野坊

同　池本坊

同　向野坊

同　奥野坊

同　東野坊

同　中野三郎左衛門

同　かゝ清き五郎兵衛

凡供僧ト云モノ坊ト號スルモアレトモ三十常人也僧ニハ非ス　モシクハ昔ノ供菜人ナルヘシ

神子　惣司

同舞方　左之市

同　後之市

同　右之市

同雛子方　國別當

同　板屋内侍

同　相手内侍

神楽男　濵田五郎才

同　おこせ助宗

楽人　高橋左内

同　高橋右内

笛役　橋本六郎右衛門

羯鼓役　高橋次郎助

鼓役　高橋三九郎

かね役　丹下吉左衛門

太鼓役　服部勘六

三大工　佐藤共右衛門

同　中村三右衛門

同　門田六郎兵衛

馬別當　山上庄之助

同　高橋弥兵衛

馬乗役　川上善右衛門

宮庄屋　丹治孫右衛門

同　丹治七右衛門

鍛冶役　中村四郎右衛門

火ともし　丹治三四郎

吉田家三太夫　小田筑前

同　黒瀬左膳
同　尾多賀加賀
塗師役　松本源右衛門
楽方手遣　赤木平三郎
神前手遣　炭知又左衛門
手遣　木守新助
六郡志に当社神職の内十一人僧形にて法
ともするものあり是ハ往古八講會行されし
時の社僧ハいつとも清浄なりけれど中以衰
廃して既に凍餓に及びけれバ是非なく魚

物をも食ひ妻帯となりて渡世しけり其子孫故
に精進と号して妻帯になりさるうちハ魚
肉を食し妻を具すれハ魚肉を断料理にて
浄衣を着し神事を務る事なり猶中少将坊
中将坊正仁坊此三坊ハ宮司幣取とりにて
内陣にて諸名宝物等を預る役なり正仁坊
ハ三人の中にて上座にて実ハ正二位坊なる
れども何の世よりか正仁坊と誤れり
通證云片精進ト云ヿハ往古ヨリ今日マテ
ナキヿナリコレハ供魚ノ許ナトアリシト

キノ神宮寺ノ訴状ナトニ依タルカ或ハツ
ノ結衆ノ僧ノハナシナトニ言シヿナルヤ
六郡志に除地の分に役人のこられ有之楽
人諸司諸役人諸職人皆も家筋の者なり
年中行事八講舞楽あるとありといへども八
講の大會舞楽あと行ふ事跡もほしくも役
々の末葉も楽器を携て社頭にまうでくなり
来るなりけり
又云天文の頃まては尾道浄土寺并社別当
よくその時分の書類并其の一巻もえ中言

須村梅若寺の住僧語られしなり八講會の
縁起その外の書類少く國師行々方に持諸
ふるよしなり
通證ニ浄土寺古書録一巻ノ中一宮ニアツ
カルヿノミヲ摘テノス小序ト傍註ハ本書
ノマヽヲノス
貞和二年冬十二月同國吉備津宮供菜人
等将幸行神輿於當山而作嗷々因越後
守使左衛門尉退不虞之侵禮乃書云
備後國吉備津宮供菜人等依漁船事擬奉振

神輿於尾道浦浄土寺云云為事実者甚不穏
便所詮止強候沙汰可注申子細之旨可相觸
社人等之状如件
貞和二年十二月廿一日　（毛利―直衡）越後守判
佐々布治郎左衛門殿
貞治四年春二月（楊原光房ノ末孫歟）左近将監重尚制社人殺
生之書曰（重恐全誤）
於浄土寺殺生禁断所供菜人等縱社家威殺
生之由兼及候殊以無勿體候自往古殺生之（盛栄按禁ノ一字ヲ脱スルカ）
地作之上縱雖供菜人候固可有御禁制候若
於違犯之輩者任法可加炳誡候諸事期後信
候恐惶謹言
貞治四乙巳二月廿二日　左近将監全尚判
進上浄土寺侍者御中
今按ニ行間ノ細書ハ録者ノ考ヲ附セシナ
ルヘシコレラヲ以テミレハ其頃ハ威勢モ
アリテ山王春日ノ如ク神輿ヲ振ナトノ事
アリシハ知ラルレドモコノ文書ノミニテハ
アナカチ一宮ノ別當ナリシトモ見ヘス或

ハ外ニ書類ノ證スヘキモノアリヤ否ヤ文
山南村寶光寺ツノカミハ天台ノ巨刹ニテ
コレモ一宮ノ別當ナリシ由口碑書類ニモ
ノコレリト云今左ニ記ス

法光寺古書之内

奉寄進

法光寺免田之事

合畠壹反三百歩者

右於畠者雖為吉備津宮執行分内任先立寄進之旨全奉寄進所仍如件

永徳参年十一月日　當執行判

祈祷事殊可令抽精誠之状如件

應安四年十月廿七日　判

法光寺別當御房

六郡志ニ淨土寺ノ別當セラレシハ天文ノ頃トアレハ右等ノ證文ヨリ後ノヿナルヤ書類祭典ノ一巻今淨土寺ニアリヤイフカシ

今按ニコノ四書ニテハ別當ノヿトモ見エス至竟ツノ頃ハ文アシク又讀カタモアシ

キユヘ吉備津宮ノ字アルヲ見テムカシ別
當ニモアリシヤト言傳タルナルヘシ尾道
ソノカミ神領タリシ時供御ノ魚蝦ヲトル
ミ殺生禁断ノ寺ノ境内ヲモ避サルユヘ寺
ヨリ訴シトミエテ其事ヲ制セラルヘキト
ノ文書ナリ二書トモニ別當ラシキ事ハ見
エス若別當ナラハ社人モ憚ルヘキニ境内
ニテ魚ヲ捕コトイカヽト云ニヨリテ神輿
ヲ振奉ラントヽ云又社家ノ威ヲホシヒマヽ
ニミテ殺生スルヿナトノ語ヲミレハ社家
ノ勢張大ニミテ寺刹往々タシナメラレシ
ヿアリシトミユソノ上大社ノ時ハ櫻山山
名カ如キモ社務ヲ司ルトミヘタレハ今時
極衰ノ様子ニテハ例ミカタシ供菜人ハ魚
肉ヲ供スル人ナリ寺ノ領マテモ乱入スル
ヨシナレハ一宮ノ供物ト號ミテ私用ノ物
ヲモ取添ヘシナルヘミコレラ別當ニ非ル
證之菜ハ野菜ニアラス魚ノヿナリ書籍ノ
引證ヲ待タスサカナトヽ云ハサケト魚トノ
ヿナリ酒ニモ十ニモ肴チリカヽルナト、

云語ニテモシルヘシナコヤト云ハ魚小屋ニテ魚市ナトノ處ヲ云ナヤト云ハ魚屋ニテ魚商ノ家号ニ往々コレアリ法光寺ノ文書ハコノ田モト吉備津宮執行ノ分内ノ田ナリトイヘトモ先立テヨリ寄進致サント云旨アリシニヨリ今度誠ニ全ク寄進致ストスコトミユ祈祷ハ何ノイノリカ知ラス名當ノ別當ハ法光寺ノ別當ナルヘシサレハ外ニ證據アランハイサ知ラス此四書ニテ別當トハ断スヘカラス本文ノ原註ニ毛

利ト云ハ時代差ヘリ越後守ハ高師泰ナルヘシ左近将監ハ福原ニハアラス年月ヲ推スニ櫻山左近将監ナルヘシ文中ニ備後等ノ語ナキトリノ文意トニテ見ルヘシ

六郎志云往古ゟ本民部少輔當社神職司の首長にて位階も高く大禄ありしとかや法圓そもそも元日には早く起る事都鄙皆同しかなる小當村かそハ常よりも遅く起る事となし侍へりむかし有木の社家小家寄り集へは必災ありといへりまた今に到

り所の例とありけるなり福島正則藝備をとりし時社領を没収しけるゆゑ社頭破壊し社僧神主饑死するもありき民部ハのがれて備中松山に住みそのゝち水野家御造営ありて社頭も昔にかへりけると聞て帰り来り水野家御系譜の時社務に侍請しに侍成ハ何者ぞと沙汰ありけれバ当社の首長を木民部太夫と申上く衰微の時ハ他国にのがれ再興の時ハ帰り来り所司長となり来奇怪なり迚御感ありしと仰けるに社人年生こ

れを悟えず居られしが石の手をとりて坂の下銀杏の樹の下まで引下しけり依之当社所司長ハ児島内記備後一国の祢宜の長となりしと云

今按ニ湯野村石岡図書ト云社人ハモト一宮ニアリシカ廃壊ニヨリテコヽニ移居セシトゾ其話ニ福島ノ時社領コトゝク引上ラレセシカタナクテ祠司江府ヘ出テ願ヒシニソノ訴理アリヨシニテ福島近習ノ人ニ命シテ闇討ニシテ殺サシムソノ社司

幾程ノ時近處ノ庵僧ニ書類錠鎰ナトヲア
ツケヲキシカソノ人帰ラス妻兒モ飢寒シ
テ離散セシカハイツトナク宮守ノ體ニナ
リタルヲ水野侯参詣ノ時社家ハミナ貧シ
クテ物カクク人モナキホトナルユヘコノ僧
ヲ呼出シテ故實ヲタツ子玉ヒ惣社司ヘ賜
ハルモノモコノ僧ヘ渡玉ヒヌソレヨリシ
テ別當ノヤウニハナリタリト云サレハ遠
カラヌヿニヤ
又案ニ祠司ト云ハ文書ニノセタル右木ナ

ルヘシ　継體天皇御宇吉備國阿利斯惱ニ
人民ヿアリ　敏達天皇ノ御時海部羽島
日羅ヲツレカヘリシ時阿利斯登之子臣シ
ユ後ニ吉備津宮祠官ノ長トナリ連綿繁昌
シ三國分祭ノ時シタカヒ来ル後ニ宮政信
ニ従ヒ戰功アリテ神石郡豊松ノ庄ノ内ヲ
釆食ス今ノ有木村ナリ車蹟通證ニ詳ナリ
長ケレハコヽニ畧挙ス（阿利斯登ハ葦北國造之阿利斯ト別之）
右二說イツレ是ナルヤ或ハ江戸ニテ死タ
ルトハ別人ナリヤモトノ別當ハ或ハ淨土

寺ナリ法光寺也ト云ヲミレハ今ノ神宮寺
新ラシキ一證ナリ
六部志に寶暦五年甲戌正月御祈祷の節神
前に魚物そなへくありしを神宮寺是ハ何
方よりかせしにやかゝる清浄の神前へケ
様の汚物を備ハ不子遠坂持参しと云是ハ
味噌なと阿賀なより斤鰹三十枚ツヽ備ふる
ことに此度ハかりの義にて此座なしといへと
兼て別当の差圖による魚を不我備なるよし
いひ請のり公訴に及ひ兒島内記か父戸部
村天王の社人孫三郎禁獄仰付られ正仁坊
ことハ別当同意に心得無きに郁る社人と一
致になり水野家よりの法令をきびしく旧云
證同所のことなるに依る社職之右放催當社
の神職兒島内記をとゞめいつしか自家に
て小田主殿小高佐渡異衞越後此三人ハ古
田宮にて三太夫と號しゝ神楽湯立等を務
る役人なり例年十月十七日湯立之節熟鯛
熟魚なとをそなへ務来りし不無くハともかく
も今年より魚なとをそなへ備ことなれ共事ハよ

し神宮寺より申付られ古来より何迄の神
社にても魚鳥相備湯立并勤中は尤当社例
案魚鳥備来候事に御座候然吉田へ学之候
ても後難を恐り難く存候得共此度申達その
うへは之申しても一躰と替れる依る寺社
子代違乱左手孫越すしかりり神事の事に
以る先別当の若図にまゝせ魚鳥備へは社
務申通し以後いらぬとも吉田へ許可申出
にて湯立社務も後一生神事の義に付吉田
へ申達候義申度候是上京仕度由三左史と

り并連候得を一宮神事の義に付上京と申
候而祈出申ら師付候る孝霊帝の御時より
の祇実田為る為造為より伝古業年已来と
も去らん候当
御代まて千有を献し来りける事ともも藝州
公当御代御手清して千有を献せられ御借
御頂戴の節の儀を申披られとしれども
権威をもって無理を分け候理不尽に押付らる
れ自家の社人ハ勿論吉田家の神職にゐる
まて一宮の理を仕申さん人あらしさ候白浄衣

を着し回村を務むる時精進の社職をも兼
ねあるへし向来浄衣を着け潔しき由云付ら
れ九僧ハ白綸紗帽を鮮然数の僧ふむせき
けよりかゝる所し宗体に御再興ありてより
以来十月よ祭礼にハ安藝国防長門出雲伯
耆備前備中四国路より来諸群をなし芝居
遊女等入込京都大坂の商人店を餝りて賑
しく市を立しかども戌の歳以後何となく
そのさかひしく刹祭礼毎ふをとろへ隙なり
喧嘩闘争出来て衰微に及ぶ神無穏ならさ

る故なるへし然中宝暦八年寅十二月廿七
日神池の小家より失火し風もなきに亀居
右専一字をのこして皆焼失をむしめ畢迷惑
村より館舎をも消失に明神の鐘を撞
けれどもきこえしも皆らぬ常くハ山を隔て唐
木高木町村迄まてハくきけれども此時新
市安井まてきもきこえざる事ふしぎの神のいかり
なくる事うたかひなし云云
今按ニコノ時ノ訴ヒトリ遠藤ナルモノ上
ヲコシラヘ下ヲ威シテ定メシヨシソノ人

ノ子孫トテ二家アリシカ二家トモニ不慮ノヿ出来テ断絶ス或云童形大男コヽカシコニ現ハレテカノ家ノ罪ヲ聲言セシヿアリ其時殿中ノ木像一體ミエサリシヿ数日ナリト寛政ノ初メノヿナリ

又按ニ今ノ文化ノ初ヨリ四五十年前八月ノ祭禮ノ頃ハ家毎ニ祭禮ヨリ買来リシ物座上ニアルヲ見ル詣テサル人スクナキヲオモフヘシコレハ晋帥童年ノ比マノアタリ見タル所ナリ晋帥壮年ノ頃老人ノ話ヲ聞クニソノ人ノ若キ時ハ更ニ甚シクテ詣テタル人多クハ三五日滞留シ或書画茶香ノ具棋局等ノ物ヲ携ヘ行他國ニアル知音ナトノ詣スル人ヲ招飲ナトシテ娯ムヿナリシ今ハソノ時ノ十分之一ニモ及ハスト云シヿタヒ〳〵ナリシ今時ハソノ話ヲ聞シ時ノ又十分之一ニモ及ハス五十年前ハ雑劇ナト幾場トモナクミル人群聚セシカ今ハ一場ノ芝居サヘミル人希ナリソノ蕭涼ヲモフヘシ

除地

宮境内壹町三反八畝四歩

山林八十五町八畝歩

藪二反七畝八歩

古高五十三石三斗二升

田畝四町壹反二畝十九歩

殿舎

本殿

番所

拝殿

巫所

舞臺

樂所二所

隨神門二所

側ニ蓮花形水鉢アリ銘ニ天正七年八月

吉日願主助右衛門敬白トミユ

御供所

鐘楼

鐘銘天文九年庚子十月社務大願主山名

宮内少輔源理興トアリ鐘座銘慶長九年

卯月吉日大工左衛門トアリ

今按ニコノ理兵ト杉原忠兵ト名号マギラハシク軍書等ニ混シシルス或ハ一人ニテハシメ山名ヲ冒シテ源姓トナリシカトモ後山名ト畝ニナリテ本姓ニ復シ名ノ一字ヲモ改メシヤ忠兵死シテ子ナク同姓トテ盛重ヲ嗣ニセシヲシレハ忠兵ハ杉原ニテ平氏ナリ慶長九年ハ理兵死後四十餘年也或ハコノ時改鋳セシニヤ

神馬寮

御手洗池

池ハ反板橋欄干付大小二架中島ニ神社アリ池中蓮生シテ満ツ

今按ニ四十年前ハコノ池ムカシハ蓮池ナリシトキヽシノミナリシカ明和庚寅ノ年大旱ニ池ヲ堀テ呑水ニセシカハムカシノ種リノ底ニアリシヤ明年ヨリ生出タリ古圖ニハ池中島三ツ欄橋土架島中ニ神祠多シ島居ハ本社ノ正面池ノム

カヒ安井村ノ地ニアリ鳥居ヨリ池中ノ
島ヘ大欄橋カヽル古圖別ニミユ

石華表

往古ハ木ナリシニヤ六郡志に慶安元年
著雍困敦四月日欽而立とありむかし櫻
山四郎父の喪中に社參しけれは或人是
ハ忌中にあらすや社參無用なるへし
と咎む四郎曰信を以て參るに何の咎か
あらんとて華表の外を通りける時かの咎
めし人の上へ華表の笠木忽然として自
ら落て其人死けるとそ其後福島正則參
詣ありし時此の古材を華表になし其
て無益なりとてとりのそく是藝州廣島の
大手門の柱にせられしよし云傳ふ

境内佛龕

本地堂

通證ニ元禄十二年ノ由緒書ニハ護摩堂
トアリ寶永八年ニハ阿彌陀堂トアリ古
圖ニハ此堂ナシ阿彌陀護摩ノ堂ハアレ
トモ舊址今ノ所ニアラスサレハムカシ

ヨリアルニハアラス土人云今ノ阿彌陀ハ孝徳院ト云天台宗ノ寺ノ本尊ナリト云

觀音堂

遍證ニ一宮御經所ノ觀音ハ備後國三十三所ノ中第三十三番ナリト云縁起アリ事長ケレハコヽニ畧ス永禄五年ノ記アリ

地藏堂

坂ノ南ニアリ高一丈六角石燈籠アリ常燈銘ニ天文九年庚子十一月二十八日檀那同國新免郷安養院住僧元稱藏主トアリ

藥師堂

阿彌陀堂

輪藏

六郡志ニ古き堂あり〳〵輪藏ハなしと云

今按ニ古キ堂トハ正殿ノ左ノ前ニヨリテ古キアゼクラアリシヲ云ナルヘシ神道名目類聚抄ニ神庫ト云モノヽ圖ヲノ

セ神寶又ハ奉納モノヲ納ムト云コノ校倉晋帥カ若キ時タヒ〱見シニ此圖ト符合ス近日破壊シテ見ヘサレハ其圖ヲコヽニウツシヲクナリ

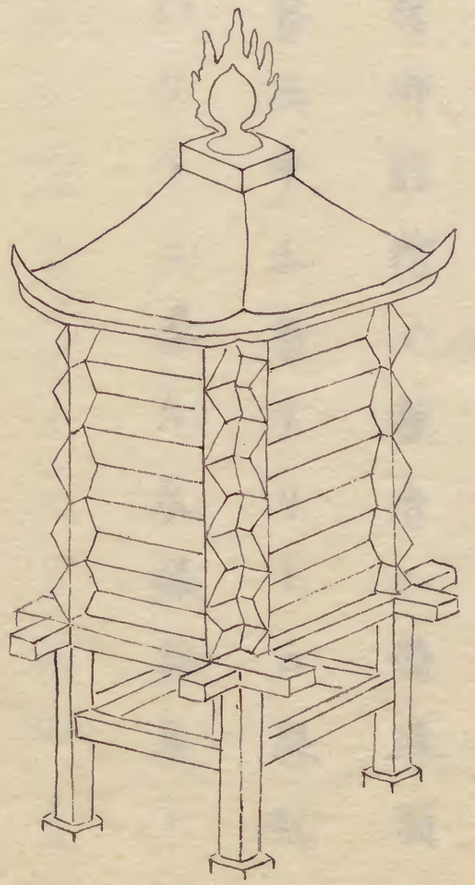

通證ニ輪蔵モト今ノ鐘楼ノ近邊ニアリ今タヽミヲカル輪蔵谷ト云處ソノ址ナリトイヘトモコヽヨリスコシヘタヽル或ハ山脉ツヽキタレハタヽミアル輪蔵ニヨリテソノ谷ニ名ケシヤ

毘沙門堂

經塚二

一所御池ノ側ニアリ銘アリ文略今岡周防守道延本願元亀三年壬申十一月吉日トアリ通證ニ云御池ノ石浮圖モ經塚ニテ併セテ三所ナリ本社ノ左ノ山上ニ一ツ十二神社ノ上ニ一ツコレアリ

塔ノ礎

六郡志に云正平年中子空上人文禄二年再建しけるか翌三年甲午又焼失しけると
あり

今按ニ長享二年塔再建ノ勧進帳アリ始ニ勧進沙門喜運敬白跋ニ明應七年廿月六日筆者乗覺三十三才トアリ通證曰塔ハモト池中ノ島ニアリ池セハマリテ今ハ田トナリ字ヲ塔ハタケト云

屋鋪跡ノ礎

六郡志に鳥居の内南西洗池の前西所に
あり此所にて例祭十月十七日國中の社家集りて座ありといふ事を行ひし所也

通證二年代久シキ諸書類ヲノス左ノ如シ

西國順禮札 文畧

大永八戊子年九月吉日福田遠江守藤原
咸雅

金燈籠銘 文畧

應永十八年辛卯十一月日景茂

花瓶銘 文畧

康暦三年辛酉願主祇園原道妙

御供桶之書 文畧

永禄八年忠吉

金幣之銘 文畧

大永二年壬午檀越同州西條保

金燈爐之銘

應永七年九月廿七日中務尉藤原

同一

□永三一宮大明神

樂許状巻尾之文 文畧

弘安参年二月狛宿祢眞葛

同 文畧

弘安八年十月二十六日左近将監品治兼方

御祈祷儛樂目録

萬歳樂　地久

太平樂　桙拘

滝王　納曽利

慶長十二年十月吉日

外ニ神樂歌ノ譜等アリ別見

譲状一通

楽免田 畧文

正應三年十二月散位品治氏判

楽免田目録一通

三月三日舞童舞師給免事云云

年号蟲食不見

屋鋪證文一通 畧文

元亀四年みつのとのとりのとし二月十三日黒尾伯耆守信資判

大般若經巻尾之書 畧文

于時應永二十三年八月十日願主藤原朝臣沙彌明禅

長谷川氏ニ蔵スル所ノ毛利家ヨリ寄附状

備後國一宮領

一三百石定 宮内

内

百石 年中御祭方

貳百石 供僧社官勘允

天正十九年十二月七日

二宮太郎右衛門判

佐世與三左衛門判

内藤与三右衛門判
林肥前守判
社家各中
裏書ニ今度御寃相證之乎
文禄五年五月十二日　國司備後守判
少林寺判
山田吉兵衛判
同一通
充賜有木郷
右免田守先例可令領知事　文略

永仁五年四月晦日　平判
阿彌
通證ニ上ニ六波羅一人ハ式部太輔平時
輔一人ハ駿河守範貞トアリト云
同一通
續目之判之儀京都ヘ申上候處調候間只
今遣候　文略
五月日　親知判
有木小治郎殿
通證ニ親知ハ亀寿山城主小野宮十リ此

書状ハ右ノ六波羅ヨリノ免状到来ノ節
来リシ書状ナルヘシ

同一通

有木藤左衛門尉盛安跡之事為給恩相計
候〔文略〕

明應五年十二月十九日　政盛判

有木民部丞殿

同一通

亡父民部丞忠宗跡并ニ知行之事無相違
可被（本マヽ）把候

永正八年四月八日　政盛判

有小治郎殿

通證ニ政盛ハ亀寿山城主小野宮下野守
之トス

良神二社

一ハ連下一ハ真光寺ニアリ

小祠二十九

宥範墓

モトノ墓ハ至テ小也トテ寛政八年ニ改ツク
ルコノ年百五十年忌追福トシテ結城侯ヨリ

茶湯料ヲ玉ハルリノ銀ヲモテ再立スル也墓
面ニ宥範莚ト彫リシハ榮明寺ノ中興ニ同名ノ
人アリ榮明寺ハ本寺ナレハ憚ルヘシト云人
アリテ同音ノ字ヲ用ヒシ也然ルニ過去帳記
録等ミナ範ノ字也百五十年ノ後アラタメシ
ハイフカシ範カ事深津村ノ條ニクワシ又辨
説アリ合セミルヘシ結城ノ臣鈴木半之丞茂
野八左衛門カ茶湯料ヲ贈ル書範カ死日ヲ問
書神宮寺ニアリ

塔寺

神宮寺

虎臨山真言宗榮明寺末寺一宮ニ事ヘ奉ル一
宮社ノ山形虎ノ臥タルカ如クナレハ山ノ號
トス

通證ニ載スル所ノ代々住持

喜運

長享二年三重塔勧進帳ニ見ユ寶暦五年マ
テ二百六十八年ニナル都テ喜運ヨリ前後
トモニ舊記等ナケレハ知レカタシ内記類
聚ノ奥ニ神宮寺無住ノミキリノ筆記アリ

コレ又タシカナラサル書留ナリ故老ノ云
傳フルハカリニテ宥頂法印マテハ住持シ
レカタシ
中興第一宥頂
榮明寺中興ヨリ第十四世元和八年九月十
一日寂慶長十三年ニ神宮寺ヘ隠居ニテ仰
職致サレ其比ハ神宮寺ハ樂所ノ北方紅葉
林壇今ノ紅葉ノ壇ナリニアリ其後慶安ノ頃今ノ所
ヘ移シ明暦二年宥意代ニ客殿造營寛文三
年落成ス棟札ニクハシク記ス

今按ニ宥頂中興トアレトモ慶長三年伊勢
太夫配札帳ニ天王ハ坊トアリテ神宮ハ寺
トカクサレハ宥頂コヽニ来リ隠居セシ十
年以前モ寺タルヿ恙ナク札ヲウクル人モ
アリシナルヘシ以下十一代マテ記シアレ
トモ長ケレハ畧ス
錫杖一枝
銘三行アリ　一行　備後國一宮吉備立　二行　厂
大明神鉾主頂　三行　應仁参年巳丑トアリ
通證ニ彦ノ字ワリテ書セリ第二行五字メ

ヨメカタニ鉢主ト云フカ名ハ須ノ字カ知
カタシト云

中興寺

定光山禅宗龍興寺末寺開山鎌倉建長寺第二
世佛國禅師
六郡志ニ亀地山の城主小野宗氏八代の権頭
寺より吉備津宮の神主なり小野の宗八房子
の孫下なりけるか弟八代目の何某房子毛利
宮家合戦の時討死しられけり吉備津宮の神
主職を放され寺領減し衰微す及ひ如是迄ハ

臨済宗なりそのく古福寓西側の時より降
地さしく腹よりれ断絶せんとしけるか曹
洞の斧山和尚慶長のころ起して相續ける
今按ニ岩成ノ戦諸書ニミエス一書ニ神邊
元藤沼ニテ杉原忠興毛家ノ兵ヲ破リシヿ
ヲノス
由緒書ニ元禄年中當寺開基尋ラレシ時ノ書
ノ略トミモノヲノス
備後國品治郡宮内村定光山忠興寺ハ從古来
禅宗根元濟家之寺開基年代ハ嘉元三年草創當

年マテ四百年来之古跡ニテ御座候
開山ハ佛國應供廣濟國師後嵯峨帝之太子云
云有行業記扶桑禅林僧寶傳ニ載之則夢窓國師
ノ嗣法師也正和五年十月廿日遷化當年マテ
三百八十九年ニ罷成候
當時永亨時代永禄之頃迄有限神役相勤吉備
津領之内當寺ヘ寄附其驗故今時分モ宮方ヨ
リ米少々致受納就中客殿破損之砌ハ先守護
代迄蘆田品治両郡ヘ茸藁等ノ割賦御座候事
尊氏将軍御治世ノ頃當所亀地山之城主宮下
野守入道盛重歴代六世當寺歸依之大檀那牌
名等于今御座候依之宮家繁榮之時分寺領数
百石ニテ永禄ノ比迄相違無御座候天正之末
ニ至リ百貫文御座候
天正之末毛利右馬頭殿御入國後寺社領被減
少僅米十石許被究行其時之打渡于今御座候
福島左衛門太夫殿領知之砌寺社領悉被召放
爾来中絶仕候
水野日向守殿領知ニ罷成無程検地等御座候
其砌當寺及衰敗剰無住ニテ一言之訴モ無御

座候殊ニ宮方ヨリモ為何断モ不申出寺中寺
外共ニ引高モ無御座候僅客殿之下先守護代
ヨリ被除置候以上

元禄十二年卯閏九月二十七日　忠興寺印

松平伊豫守様御内

松浦覺之丞殿

中興寺畧縁起　事長ケレハ始末ヲノス

原當山者吉備津彦大明神招提地而櫻山四郎入道外護爲于時元弘元年櫻山入道有旨一山悉灰燼矣其後亀寿山城主小野宮下野守盛重再興加之附肥饒之地許多爲寺領矣盛重八世胤政盛一旗戰亡矣由是殿堂自壊矣有妙順禪納新建本堂爾来武人焉武不焉唯存寺號而已美應二甲午歳斧山林鉏和尚移錫於此享保丁酉經營之　下畧

當山条々事書並禁法

一公文者以開山塲正覺院吹挙檀方以旦方吹挙御判可申事

一爲諸山随一之寺上者自然於寺家有煩有寺領等相違之時檀方申談出于時守護方可申事

一脱僧服着俗衣帯太刀並刀寺中出入事
一二季大會不嫌僧俗於寺中借宿事
一於寺中禁飲酒若於犯此旨入酒器輩者違条
一於浴室洗馬夜風呂比丘尼並女人事
一右守此旨時住持可致御成敗此外寺中行事
不及記規矩事可為住持御計者也
大檀那忌日
應永十五六月十八日　禅盛判

元祖　法雲院前野州大守山翁禅律居士　九月六日
下野守盛重

二代　見性院前倉部徳海起公居士　七月朔日
式部太輔師盛
三代　雲樹院前越州太守立峯本公居士　七月三日
越前守満盛
四代　千手寺殿前刑部侍郎高嵩起公居士　正月六日
刑部太輔満重
五代　安養院白壁昌純居士　二月九日
満重子後入道而云昌純
新五郎元盛
六代　徳雲寺殿前金吾将軍松齢昌祝居士　四月十七日
左衛门佐教元

七代　隨法院殿陽谷妙順大姉　七月廿八日

式部太輔師盛母

八代　慈眼院殿前野州大守雪岫忠公居士　十二月廿三日

下野守政盛

明細書ニ亀寿山城主歴代墓塚の事中傳を承
以テ下宇井村之内地名字養寺中ホよりうと之以
志り｜事舊以亂文字体も相こ入而中たり｜り
者儀ハ相分不申以尤五輪之石塔五基計石燈
籠使之石揃ひ之以　東鑑今長州御家中宮崎左馬門在寛政八年丙辰五月
廿五日居候ニ　此外小野宮ノ文書多ケレ氏悉
御出ニ相成以

ニシルサス寺ニ傳フル歴代ノ書類コヽニ附ス

足利義教公御朱印之寫一通

三會院末寺備後國中興寺領

同國東條内字計原村本役分有之云並西條森村内

田地山野村内大原名田畠戸字郷内正作分

田畠等事

早任当知行之旨寺家領掌不可有相違之状

依而如件

永享十年三月九日　御判

住持

三會院梵衍判　コレハ紙背ニアリ

六郡志ニ宮内村中興寺ハ往古三會院の末寺かり依之寺領の御朱印を所無之よりとあり

宮氏の書類七通

今度合戦ニ於テ存打勝以可御祈念之由忠悦存候仍東条之内守計窪村進入候之旨を御代官以無可請取揮之時忠之敬白

梅月廿七日　下野守盛重

謹上　侍者御中

今按ニ宮氏ノ人諸書ニ見エタルモノ總叙ニ出ス併セミルヘシ通證ニ宮下野入道藤原盛重寛正四年ヨリ始亀壽山ノ城主タリト云

栗木迫林伐取事

堅可停止若於背此旨輩者可処厳科者也

永正九年十二月日　新五郎在判

就当寺山堺之儀親者を以置以加制札之旨堅御改道貯要ニ以置栗木迫林之事委細別紙中是又同前ニて可仰付候之敬白

永正九年十二月十三日　新五郎 親忠在判

寄附
吉備津宮領之内
一所 平林
一所 鐘鼓免
一所 乙永名
一所 岡迫池上壱ニ（但是ハ熊野御領此内貳反吉備津御田）
右處奉正覺院寄附也但有限於御神役者可
被勤者也仍而寄附状如件
永亨十年正月十六日 元盛在判
通證ニ元盛ハ永祿年中亀壽山落去也ト云

寄附
備後國中興寺領同國吉備津宮領内重澤内
畠並正吉寺本寺領等事ニ注文在判紙（文略）
應永三年十一月十九日 沙彌禪盛判
中興寺領之事（永亨十年ノ足利家ノ文ト同シキユヘニ略ス）
文和四年十一月一日 師盛判
中興寺山之事
四方之山分一圓可為寺家之計若寺山之中
號私領有伐木之輩者可處罪科者也
雖為掛木茆柴常任用不可切取之於違犯之族

者三貫参百文可行科料也仍所定如件

寛正四年癸未十二月十三日　昌純在判

正覺院代々之以手次依有契約筋目讓渡申

處也但院内御神田共候有限於神役等者堅

可被相勤者依而一筆如件

永禄九年丙寅八月吉日　妙順在判

當時山林之事寛正四年十二月十三日昌純

任壁書之旨堅可有御政道云云

永正十四年八月十七日　政盛在判

右宮家ノ書類アマタアレトモ大抵相似タル

ノナレハ畧ス

毛利家ノ書類一

備後國品治郡宮内郷打渡坪付之事

合

土ハシ　田六段　米五石五斗　正覺院

正覚谷寺　畠八段　代貳貫六百文　同寺

ミソテノヒタ　畠壹段　代三百五十文　助治郎

以上

天正二十年二月九日　斗増二郎左衛門判

貞助左馬允判

正覺院（參）　　井上瀨兵衛判

栗屋　市正判

今度御究ニ相済候（紙背ニミユ）

文祿五年五月十一日　國ア備後守（ア或司ノ誤也）

少林　寺

山田吉兵衛

通證ニ中興寺モト巨刹ニテ塔頭ニ正覺金龍二院聯下ニ末寺常圓アリ同處一庵金龍ト號ス今淨土僧ヲ棲シムレトモ中興ニ隷ス正覺小谷ノ名田ノ字等ニノコリ常圓ハ民家ニアリ寺跡ヨリノコストヽ云

教善寺

佛顯山淨土眞宗三次覺善寺末寺

慧亭七

大日　布袋　小坂屋谷ヽ神仁給　回リ迫

丁田　馬場上

古跡

亀治山城

備後古城記ニ新市トモ云ト有

今按ニ新市宮内モト一村ナレハスナハチ

同城ナルヘシ城主宮氏ノヿ新市村ノ處ニクワシク記ス備中府志ニハ宮ノ城トアリ備後古城記ニ櫻山ノ城亀治山ト鵟ノ尾ノ峯ノ間ニアリト云通證ニ鵟ノ尾ハ宮ノ後ノ高キ山ヲ云慈俊モリコニコモルトミユ

今ノ櫻山ハ櫻山霊社ノ跡ニテ甚狭シ城居スヘキ地ニ不便ト云

櫻山城
鵟尾城

今按ニコノ城至テ高ケレハ平居ニ便ナラスタトヒ本丸ハコヽニテモ平日ハ櫻山ニ住居セシナルヘシ然レ𪜈當時ノ城ト云モノ慶長前後ノ城ノ如キニハアラス事アル時ハ險ヲエラヘ𪜈平日ハシカラサルヤ

櫻山慈俊

大日本史 後醍醐天皇元弘元年八月二十七日庚午、備後人櫻山慈俊、起兵一宮城、ト云總叙ニ出ヅ

櫻山左近將監某（供菜人殺生ノ時ノ書ニ據レハ名ハ全尚ナリシヤ）

今按ニ櫻山左近將監備後ニ據テ官軍ニ應

スル丁大日本史ニ云ニ永和ニ宮左近將監一宮ヲ再建セシ丁社記ニ傳フ永和ハ正統ノ天授ト同時ニテ芳野極衰ノ時ニアラス讀史餘論ニ宮軍ノ國二十餘國ヲ列メ備後モソノ中ニアレハ後ニ兵ヲ擧シ櫻山ハ宮ヲ再建セシ宮氏ト同人ナル丁シルヘシ櫻山モト宮氏也モシ別人ナラハ同時同郷ノ著姓ナリ人同シク左近將監トハ稱スヘカラス慈俊ト將監ト父子カ兄弟カモシクハ叔姪從兄弟ナリシヤカヽル忠臣節士ソノ世系事跡サタカナラサルハ惜ムヘシト云モアマリアリ

宮下野守元請

有木小次郎

備後古城記天正年中ニ住スト云

尾関讃岐

備後古城記ニ出ツ

土居城

有地美作守元森シハラク住ス今ニ土人御土居ト云

通證ニ毛利輝元ヨリ旗下ノ面々ヲ悉ク下城サスコレニヨリテ此所ニ住ス文禄年中ノ頃スコシノ間ナリト云

今按ニ山城ノ禁ハ太閤ノ命ナリ毛利家ノミニアラス

木僧丸山

木僧城トモアリ今聯下ニキソマルト云處アリ廣谷ノ奥ヨリレンケニ出ル處ナリ古城記ニ出

殿ノ奥山

真光寺殿

コレモ古城記ニ出通證ニ今トノノヲク真光寺谷ト云處レンケニアリト云

龍ノ口

山ノ形龍ノ頭ニ似タレハ名ツク或ハ此山ノ尾町村アタリノ野ニナカレ出タル所龍ノ尾ト云全山ヲ龍山ト云古戦場ナリト云

聯下

慶長三年伊勢太夫配札帳ニれんけしうトイヘルハ此所之

鏡石

前ニミユ

網引カ浦

續日本紀ニ備後國蘆田郡網引公金村トアリ
ムカシハ蘆田郡ニ属セシニヤ又蘆田郡ニ別
ニ網引トイヘル所アルカ金村カヿ總叙ニミ
ユ

通證ニ寛永十六年有木小次郎書上ケノ書ニ
備後國品治郡宮内網引カ浦一宮大明神者仁
王七代之御帝孝靈天皇第三子云云

一宮経堂観音縁起ニ去永久三年ノ頃此郡網
引ノ浦タリシ時云云此記永禄五年七月十三
日比丘尼妙法敬白トアリ

ワリ注 □コヽマテ海船カヨヒシヿ 佐波村ノ所ニ出タス

今按ニムカシ村里コヽニアリシカヽシコ
ニ属スルヿ諸國ニ多シ安藝ノ諸郡入カハ
リタルコト誰モシル所ニシテ備後ノ吉刀
郡今ハイツクニアリトモシラレス小豆嶋
モトハ備前ナレトモ今讃州ニ属ス名高キ
常陸ノ新治ノ郡サヘムカシニ異ナレハ其
餘推テシルヘシ 常陸國志ニ出ツ サレハコヽモムカ

シハ蘆田郡ニ属セシヤ宮内村例ト〆年魚ノウルカヲ貢ス今ハリノ地ニナクノ府中父石ニテ買モトメテ献スサレハムカシ澳村ナリシヤ今ノ新市両安井モト宮内ナレハモトハコヽカシコヨリ出シナルヘシ

孝德院跡

仁王院跡

奥ノ御堂跡

通證ニ孝德院ハ中ノ谷ト云所ニアリシト云

右ノ三寺舊ハ宮内村ノ内ニアリテ皆天台宗ナリ今神宮寺ニ蔵スル所ノ錫杖モ天台宗ノ錫杖ニシテ孝德院ニアリシ由ナリ銘ニ應仁三年トアレハ寺モソノ頃マテハアリシニヤ

露心庵跡

護摩堂ト十二神社ノ間ニアリ今ハナシ露心ト云ハイツクノ人トモシレヌ隠者ナリ總叙ニ出ス

日本政府圖書
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan